

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	サイバーソリューションズ株式会社			コード	436A
提出日	2025/10/23	異動（予定）日	2025/10/23		
独立役員届出書の提出理由	新規上場に伴う届出のため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	廖 長健	社外取締役							○					○				
2	榎本 ゆき乃	社外取締役	○													○	指定	有
3	森本 祥子	社外取締役	○													○	指定	有
4	香川 翠	社外監査役	○													○	指定	有
5	石村 善哉	社外監査役	○													○	指定	有
6	渡辺 和伸	社外監査役	○										△				指定	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	廖 長健氏は、当社の仕入先Openfind Information Technology Inc.の役員を兼任しております。	当社の仕入先である Openfind Information Technology Inc.の役員を務めており、当社の事業内容や製品について深い理解を有しております。 また、日本語に堪能であることから、当社との円滑な意思疎通による事業連携の促進や、技術領域における的確な監督・助言を期待して招聘したものであります。
2		弁護士としての経験と専門知識に加え、他社において社外取締役・社外監査役としての実績を有していることから、企業の法令遵守や内部統制、経営監督に関する豊富な知見と経験を活かし、当社のコーポレート・ガバナンス強化に向けて、適切かつ公正な監督および助言の実行を期待し、招聘したものであります。 また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
3		国内外の大手IT企業で長年にわたりIT分野のスペシャリストとして従事し、主に技術分野においての経験と専門知識を有していることから、当社の技術領域における適切かつ適正な監督・助言の実行を期待して招聘したものであります。 また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
4		公認会計士としての経験と専門知識を有し、主に財務会計分野の領域において経験と見識を当社の監査に活かせるものと判断し、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて、適切かつ適正な監査の実行を期待して招聘したものであります。 また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
5		弁護士としての経験と専門知識を有し、主に法務に関する経験と見識を当社の監査に活かせるものと判断し、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて、適切かつ適正な監査の実行を期待して招聘したものであります。 また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
6	渡辺 和伸氏と当社の間には、2023年12月まで顧問税理士契約が存在しておりましたが、2023年12月で当該顧問契約を解約しております。なお、過去の顧問としての報酬は少額であります。	税理士としての経験と専門知識を有し、主に税務に関する経験と見識を当社の監査に活かせるものと判断し、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて、適切かつ適正な監査の実行を期待して招聘したものであります。 また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したため、上記のとおり社外取締役2名、社外監査役3名を独立役員に指定しております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご注意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。